

任意継続組合員の加入申出を受け付けます

令和4年3月31日付けで退職する方のうち、**再就職等をせずに公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」への加入を希望する方で、「事前受付期間」に申出されなかった方**については、下記の期間に申出を受け付けます。加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申し出てください。

詳細については、2月下旬に所属所長（学校長）宛てに通知しましたので、所属所の事務担当者にご確認ください。

令和4年3月31日
退職の方が対象です！



受付期間 令和4年3月14日（月）から4月19日（火）まで（必着）
事前に所属所へ「任意継続組合員申出書」を提出してください。

受付方法 郵便または交換便にて受け付けます。

提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎 14階南側
東京都教育庁福利厚生部内 公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

任意継続組合員制度とは？

退職日まで引き続き1年1日以上共済組合*の組合員であった方が、任意継続組合員となることを申し出て、掛金を毎月負担することによって、退職後2年間、短期給付および厚生事業について、在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。長期給付（年金制度）については、任意継続組合員制度の対象となりません。

*東京都職員共済組合や国家公務員共済組合など、すべての公務員共済組合を含みます。

申出ができない方

- (1) 令和4年4月1日から以下に該当する方
 - 再任用フルタイム勤務、臨時的任用教職員として働く方
 - 再任用短時間勤務、日勤講師等で働く方、民間企業等に再就職をする方で、就職先の健康保険に加入する方（時間講師や民間企業のパート勤務でも、一定の条件を満たす場合には健康保険に加入することがあります。）
 - 家族が加入している健康保険の被扶養者になる方
- (2) 退職日の前日において、共済組合の組合員期間が1年未満の方
令和3年3月31日以前に共済組合の組合員となった方が申出の対象です。



問合せ先 給付貸付課資格担当 | ☎ 03-5320-6826

年度初めの被扶養者手続を忘れずに

ご家族の扶養状況をご確認ください

年度の変わり目であるこの時期は、就職・退職、転居などによるご家族の扶養状況の変化や、組合員の給与改定や任用形態の変更に伴う**配偶者との収入逆転**が生じることが多くあります。これらの場合は、被扶養者の認定や認定取消といった手続が必要となりますので、速やかに手続を行ってください。**手続が遅れると、医療費等の返還が生じたり、認定事由発生日からの認定ができなくなる恐れがあります。**

新年度を迎えるに当たり、改めてご家族の扶養状況の確認をお願いいたします。

問合せ先 給付貸付課資格担当 | ☎ 03-5320-6826